平成２４年（フ）第１０１９号
東京都立川市富士見町６丁目25番502号
債務者　林　　利江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０４８号
東京都東大和市向原３丁目816番地の40
債務者　福井実和子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
栃木県足利市上渋垂町112番地　レピュートハウス101号
債務者　遠藤　和幸
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３８６号
愛知県岡崎市宮地町字前畑33番地　ツール宮地103
債務者　神谷　容子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０７号
横浜市中区若葉町３丁目41番地２　コスモ伊勢佐木長者町502号室
債務者　牧元　義和
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８２号
岡山市北区奥田本町12番20号　コーポラスＫ103、旧住所岡山市北区東古松４丁目８番５号　東古松コーポ10号
債務者　糸野　明美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２３号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目11番22号　シャルムコーポＥ号
債務者　上野　政子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５１号
横浜市緑区長津田４丁目９番６号　ホドガヤマンション403号
債務者　新井　篤尚
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６４号
横浜市港南区日野５丁目11番17号　ロイヤルハイムⅡ202
債務者　寺川　光洋
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６５号
横浜市港南区日野５丁目11番17号　ロイヤルハイム吉原Ⅱ202
債務者　寺川　高雄
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６６号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目６番地６　アクアヒルズⅡ205
債務者　佐々木彰一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６７号
神奈川県鎌倉市岡本1324番地　市営住宅５―98
債務者　金子　保雄
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８２号
横浜市南区六ツ川４丁目1192番地１　アール・ケープラザ東戸塚Ⅲ704号室
債務者　菅野　勝男
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００３号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目95番地１　グリーンハイツ白樺102
債務者　稗田　志穂（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２２号
神奈川県海老名市国分寺台３丁目13番13号
債務者　桐生　雄飛
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部